



## 目次

- ・ [背景](#)
- ・ [SB-219 による主な変更点](#)
- ・ [法的異議申し立て](#)
- ・ [連絡先](#)

# #DeloitteESGNow — カリフォルニア州気候関連法に関する最新情報 — SB-219 の報告期限に変更なし

## 背景

2024 年 9 月 27 日、カリフォルニア州知事 Gavin Newsom は、カリフォルニア州健康安全法第 38532 条および第 38533 条の一部を改正するカリフォルニア州上院法案 SB-219<sup>1</sup> に署名しました。カリフォルニア州健康安全法第 38532 条および第 38533 条は、カリフォルニア州上院法案 SB-253<sup>2</sup> および SB-261<sup>3</sup> が可決されて制定されたものです。SB-253 と SB-261 は、カリフォルニア州で特定の事業活動を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、それぞれ温室効果ガス（GHG）排出量と気候関連財務リスクを開示することを義務付けています。<sup>4</sup>

## SB-219による主な変更点

SB-219 は、SB-253 または SB-261 に基づく報告期限を遅らせるものではありません。Gavin Newsom 知事による 2 年間の延期要求は拒否されたため、報告期限に変更はありません。したがって：

- ・ SB-261 の適用範囲内にある企業は、2026 年 1 月 1 日までに気候関連財務リスク報告書を作成し、公開ウェブサイトを利用可能にしなければなりません。

1 SB-219, 温室効果ガス:企業気候説明責任法:気候関連財務リスク

2 SB-253, 企業気候データ説明責任法

3 SB-261, 温室効果ガス: 気候関連財務リスク

4 SB-253 と SB-261 の詳細については、[Deloitte の 2023 年 10 月 10 日（最終更新日 2023 年 12 月 19 日）の Heads Up](#) をご参照ください。なお、当該 Heads Up の原文は[こちら](#)です。



## 点と点の接続

SB-261 に基づく 2026 年 1 月 1 日の期限を遵守するため、気候関連財務情報開示タスクフォースが作成した勧告を採用する企業は、気候関連財務リスク報告書のために、気候関連のガバナンス、戦略、リスク管理、およびスコープ 1 とスコープ 2 の排出量を含む指標と目標に関する情報の準備を開始する必要があります。なお、SB-261 には保証要件が含まれていないことにご留意ください。

- SB-253 の適用範囲内にある企業は、2026 年以降、カリフォルニア州大気資源局（CARB）が決定する日までに、前年度のスコープ 1 およびスコープ 2 排出量を公表し、限定的保証を受けなければなりません。

以下の表は、SB-219 が第 38532 条の規定をどのように改正したかを示すものです。

| SB-253 の要求事項（変更前）  | SB-219 による主な変更点   |
|--|---|
| 適用範囲内の企業が連結親会社レベルで排出量の開示を提供することができるかどうかを示していませんでした。  | 企業が親会社レベルで排出量を統合して開示することが認められます。SB-219 では、報告企業として適格な親会社の子会社は、親会社の排出量報告書に含まれていれば、個別に開示を作成する必要はありません。           |
| CARB は、2025 年 1 月 1 日までに GHG 排出量の報告に関する規則を策定し、採択する職務を負っていました。  | CARB が GHG 排出量の報告に関する規制を策定し、採択する期限を、2025 年 7 月 1 日に延期しました。  |
| SB-253 に基づく企業に対し、2027 年以降、スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量を開示してから 180 日以内に、前年度のスコープ 3 の排出量を開示することを義務付けていました。 | 企業に対し、CARB が指定するスケジュールでスコープ 3 の排出量を開示することを義務付けています。<br>CARB に、2027 年に企業がスコープ 3 排出量の開示を提出するスケジュールを設定する権限を与えます。 |

SB-219 は、以下の点で、SB-253 準拠のための財政的負担を軽減するのに役立つはずですが。

- (1) 企業が親会社レベルで連結して排出量開示報告書を提出することが認められます。
- (2) CARB にスコープ 3 排出量報告のスケジュールを設定させます。親会社レベルでの連結の排出量の開示を認めることは、親会社レベルでの連結の気候関連財務リスク報告書が報告要件を満たすために使用できるという SB-261 の規定に沿ったものです。

## 法的異議申し立て

SB-253 および SB-261 に対する法的異議申し立ては進行中です。2024 年 1 月に提訴された「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253 と SB-261 が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第 1 条およびその他の連邦法に違反していると主張しています。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253 および SB-261 を無効であり、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めています。ただし、SB-253 および SB-261 は、このような法的異議申し立てが解決されるまで有効であり続けます。

## 連絡先



**Eric Knachel**  
Audit & Assurance  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 203 761 3625  
[eknachel@deloitte.com](mailto:eknachel@deloitte.com)



**Mark Strassler**  
Audit & Assurance  
Managing Director  
Deloitte & Touche LLP  
+1 415 783 6120  
[mstrassler@deloitte.com](mailto:mstrassler@deloitte.com)



**David Wrobbel**  
Audit & Assurance  
Senior Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 702 893 4200  
[dwrobbel@deloitte.com](mailto:dwrobbel@deloitte.com)

## 財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブ Web キャストである"Dbriefs"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズでは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどのトピックを取り扱っています。また、Dbriefs では、CPE クレジットを取得するための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていただければいいのです。

## 定期購読

Debrief を購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com) へアクセスしてください。

## デロイト会計研究ツール

Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計および財務情報に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SEC の資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

営業日毎に更新される DART は、直感的なデザインと強力な検索機能を備えており、ユーザーはいつでも、どのデバイスやブラウザからでも情報をすばやく見つけることができます。ユーザーは、App Store または Google Play からデロイトモバイルアプリの DART をダウンロードして、デスクトップとモバイルデバイス間でシームレスに作業することもできます。

DART のコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者は Deloitte の FASB 会計基準コディフィケーションマニュアルなどのプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DART の加入者などは、最新のニュース記事や出版物、その他の DART への追加情報へのリンクを提供する *Weekly Accounting Roundup* を購読することもできます。詳細、またはプレミアム DART コンテンツの 30 日間無料トライアルにサインアップするには、[dart.deloitte.com](https://dart.deloitte.com) にアクセスしてください。



注：本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記載事項を優先します。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](https://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](https://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](https://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301